



第4回 浄化槽絵はがきコンテスト 理事長賞作品：大分市 亀山 知代さんの作品「ありがとう 浄化槽」



## C O N T E N T S

理事長 新年のご挨拶	1
大分県生活環境部長 新年のご挨拶	2
大分県土木建築部長 新年のご挨拶	3
大分市環境部長 新年のご挨拶	4
令和6年度 上期 市町村別 検査実施状況(7条)(11条)	5
浄化槽施策にかかる提案活動について	6～7
令和7年度 浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要	8～9
都道府県別 汚水処理人口普及状況(令和5年度末)	10
市町村別 汚水処理人口普及率一覧(令和5年度末)	11
浄化槽ビジョン2024について	12～13
浄化槽設置者講習会/浄化槽行政関係職員現地研修/ 浄化槽管理士研修会	14
職場体験学習/「浄化槽の日」街頭啓発活動/ エコアクション21長期認証・登録事業者感謝状	15
第5回 大分県浄化槽絵はがきコンテストを開催中	16
表彰/新入職員紹介/編集後記	17



## 新年のご挨拶

公益財団法人 大分県環境管理協会  
理事長 穴南 幸司



令和7年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方、また、関係機関の皆様方におかれましては、平素から当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、元旦の家族団らんを襲った能登半島地震に始まり、日向灘地震の発生による南海トラフ巨大地震注意の初発報、さらに再び能登半島を襲った能登半島豪雨等、あらためて日本が災害大国であることを認識させられた年となりました。当協会においても、県との災害協定を再確認するとともに、防災管理規程を見直し、防災管理体制を確立するよう当協会事務局に指示を出したところであります。

このような中、浄化槽界に目を向けてみますと、改正浄化槽法の施行5年目を迎えるに至り、大分県でも浄化槽維持管理協議会の設置による浄化槽台帳整備の本格化や、条例で浄化槽管理士研修会の受講が義務付けられたことによる保守点検業者の技術力の向上等、法改正の効果が現れてきました。しかしながら一方で、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の問題においては、令和6年2月に改正の趣旨が十分に活かされていないと全国的に総務省勧告で指摘を受けており、当県でも手つかずの状況となっています。

新しい動きといたしましては、常葉大学の小川名誉教授を中心に検討が重なられ、全国浄化槽団体連合会がとりまとめた「浄化槽ビジョン2024」が公表されました。この中では、先に触れた特定既存単独処理浄化槽に対する措置、法定検査受検率の向上等について、今後取組むべき浄化槽の課題と将来像が示されています。当協会においても、この展望にしっかりと沿うべく、関係機関の皆様方とより密に連携を取りながら、適時適切な対応ができるように組織体制を整えてまいります。

本年につきましても、さらなる大分県の水環境の保全並びに公衆衛生の向上を目指し、浄化槽の普及啓発事業にも力を入れ、指定検査機関としての使命をしっかりと全うできるよう、役員・職員一同精進して参ります。今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、本年が新たな飛躍の年となりますよう心からお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

大分県生活環境部長

島田 忠



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様方には、穏やかな新春をお迎えのことと存じます。貴協会におかれましては、浄化槽の法定検査の実施や知識の普及、維持管理業務に対する技術指導等を通じて、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に多大なるご貢献を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、小学生を対象とした環境学習出前授業や浄化槽絵はがきコンテストなどの普及啓発をはじめ、環境省による浄化槽システムの脱炭素化への協力など、県の主要施策の一つである豊かな水環境の創出や脱炭素社会の推進に多大なるご高配をいただき、重ねて御礼申し上げます。

県では今年度、「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を目指すべき将来像として、「第4次大分県環境基本計画」を策定しました。この計画では、これまでの環境政策を継承しつつ、恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず、「活かして選ばれる」視点を取り入れ、新たな県民総参加の運動である「グリーンアップおおいた」を展開していきます。特に、浄化槽の適正使用による水環境及び生活環境の保全は、「環境先進県おおいた」の実現のために欠かすことのできない取組であると考えております。

現在、県では、浄化槽法に基づく法定協議会である、「大分県浄化槽維持管理協議会」において協議した浄化槽台帳整備ロードマップに基づき、浄化槽台帳の再整備を進めています。この再整備を進めるにあたり、各種情報のご提供にご協力をいただきました皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

浄化槽の維持管理については、法定検査受検率の向上や浄化槽台帳の整備等様々な課題がありますが、県といたしましても、関係機関との協力を密にして、法定検査受検率の向上をはじめとした浄化槽の適正な維持管理の推進に一層努力してまいりますので、貴協会の皆様におかれましても、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

大分県土木建築部長

五ノ谷 精一



新しい年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様におかれましては、平素から本県の水環境の保全や浄化槽整備の推進に多大な貢献をいただき、深く感謝申し上げます。

本県は、九州の屋根と称されるくじゅう山系を始め緑豊かな山々に囲まれており、こうした山地から流れてくる清らかな水流は、大野川・筑後川などに豊富な水の恵みをもたらしています。この豊かな水環境を守り、次の世代にしっかりと引き継いでいくためには、生活排水処理対策が非常に重要な課題であると考えております。

とりわけ、合併処理浄化槽は、下水道の整備が難しい人口散在地域における生活排水処理に効果的であることに加え、頻発・激甚化する災害への対応力が高いなどの様々な利点があることから、県としても整備促進に重点的に取り組んでおります。具体的な取組としまして、県では、合併処理浄化槽への転換に係る個人負担の軽減を目的として、市町と合わせて1基あたり最大20万円の上乗せ補助を実施しております。この制度は全国的に見てもあまり例のない手厚いものとなっており、転換の推進に着実に効果を挙げております。

また、普及啓発に関しましては、小学生を対象とした生活排水出張教室などを通じて、合併処理浄化槽への転換の呼びかけを行っております。今年度からは、貴協会でも、県の後援を受けて環境学習を実施していただいております。重ねて感謝申し上げます。

合併処理浄化槽は、適正な維持管理によってはじめてその優れた水処理能力が発揮されます。そのような面からも、今後の皆様の活躍に大きな期待を寄せているところです。また、県としましては、引き続き市町村と連携して県民への普及啓発に努めて参りますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸を心からご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

大分市環境部長

系長 隆



新年あけましておめでとうございます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素から本市の浄化槽行政の推進に多大なるご貢献をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本市では大分市環境基本計画に基づき、望ましい環境像の実現に向け、市、市民、事業者が自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮し、良好な環境を将来の世代へ継承する取り組みを行っております。

この持続可能な社会を構築するためには、私たちの生活に欠かすことができない水環境の保全が非常に重要であり、公共用水域の水質汚濁を防止する生活排水対策は市の責務だと考えております。特に公共下水道未整備区域においては、浄化槽が担う役割は大きいことから、みなし浄化槽やくみ取り便槽から浄化槽への設置替えの普及啓発を積極的に進めてまいります。さらに浄化槽の優れた水処理能力が発揮されるように浄化槽管理者講習会の実施、法定検査の受検指導を行うとともに、浄化槽の清掃や保守点検の情報収集を徹底し、浄化槽台帳のIT活用に取り組んでまいります。

今後とも、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向け、安心して暮らせるまちを目指し、貴協会と連携をとりながら更なる取り組みの充実を図ってまいりますので、これまでと変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様方にとりまして、良い年でありますことを心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 令和6年度 上期 市町村別 検査実施状況 (7条) (11条)

(令和6年4月～令和6年9月)

法 第 7 条 検 査								
保健所管内	市町村	判 定						合 計
		適 正		おおむね適正		不適正		
		件数	%	件数	%	件数	%	
東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	国 東 市	18	81.8	4	18.2			22
東 部 保 健 所	別 府 市	51	66.2	20	26.0	6	7.8	77
	杵 築 市	12	66.7	5	27.8	1	5.6	18
	日 出 町	14	50.0	9	32.1	5	17.9	28
	由 布 市 環 境 課	由 布 市	77	71.3	24	22.2	7	6.5
中 部 保 健 所	白 杵 市	52	71.2	16	21.9	5	6.8	73
南 部 保 健 所	佐 伯 市	81	77.1	15	14.3	9	8.6	105
竹 田 市 上 下 水 道 課	竹 田 市	12	57.1	7	33.3	2	9.5	21
西 部 保 健 所	九 重 町	19	59.4	9	28.1	4	12.5	32
	玖 珠 町	28	59.6	17	36.2	2	4.3	47
中津市上下水道部総務経営課	中 津 市	87	75.7	22	19.1	6	5.2	115
大分市環境部廃棄物対策課	大 分 市	263	67.8	104	26.8	21	5.4	388
日 田 市 環 境 課	日 田 市	17	68.0	7	28.0	1	4.0	25
豊 後 高 田 市 環 境 課	豊 後 高 田 市	10	76.9	1	7.7	2	15.4	13
豊 後 大 野 市 上 下 水 道 課	豊 後 大 野 市	82	74.5	21	19.1	7	6.4	110
姫 島 村 生 活 環 境 課	姫 島 村							
津 久 見 市 役 所 上 下 水 道 課	津 久 見 市	10	76.9	2	15.4	1	7.7	13
宇 佐 市 建 設 水 道 部 上 下 水 道 課	宇 佐 市	62	78.5	12	15.2	5	6.3	79
合 計		895	70.3	295	23.2	84	6.6	1,274

(令和6年4月～令和6年9月)

法 第 11 条 検 査								
保健所管内	市町村	判 定						合 計
		適 正		おおむね適正		不適正		
		件数	%	件数	%	件数	%	
東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	国 東 市	799	68.2	296	25.3	77	6.6	1,172
東 部 保 健 所	別 府 市	644	65.5	278	28.3	61	6.2	983
	杵 築 市	560	62.5	281	31.4	55	6.1	896
	日 出 町	374	65.5	176	30.8	21	3.7	571
	由 布 市 環 境 課	由 布 市	1,628	66.7	731	30.0	81	3.3
中 部 保 健 所	白 杵 市	1,253	72.6	377	21.8	97	5.6	1,727
南 部 保 健 所	佐 伯 市	2,084	59.7	997	28.6	408	11.7	3,489
竹 田 市 上 下 水 道 課	竹 田 市	1,037	74.2	290	20.7	71	5.1	1,398
西 部 保 健 所	九 重 町	714	64.8	320	29.0	68	6.2	1,102
	玖 珠 町	1,025	65.8	443	28.5	89	5.7	1,557
中津市上下水道部総務経営課	中 津 市	1,939	75.5	511	19.9	117	4.6	2,567
大分市環境部廃棄物対策課	大 分 市	5,941	63.1	3,042	32.3	438	4.6	9,421
日 田 市 環 境 課	日 田 市	1,283	67.2	575	30.1	50	2.6	1,908
豊 後 高 田 市 環 境 課	豊 後 高 田 市	358	68.5	100	19.1	65	12.4	523
豊 後 大 野 市 上 下 水 道 課	豊 後 大 野 市	1,824	73.5	584	23.5	73	2.9	2,481
姫 島 村 生 活 環 境 課	姫 島 村							
津 久 見 市 役 所 上 下 水 道 課	津 久 見 市	227	57.6	103	26.1	64	16.2	394
宇 佐 市 建 設 水 道 部 上 下 水 道 課	宇 佐 市	1,738	70.4	545	22.1	187	7.6	2,470
合 計		23,428	66.7	9,649	27.5	2,022	5.8	35,099

## 浄化槽施策にかかる提案活動について

大分県及び自由民主党大分県支部連合会に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を行いました。

### 【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進について
4. 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化等について

### ○浄化槽施策にかかる提案活動

日 程	要 望 先
令和6年9月24日	自由民主党大分県支部連合会
令和6年11月1日	県生活環境部長 県土木建築部長



大分県生活環境部長 島田氏に提出しました



大分県土木建築部長 五ノ谷氏に提出しました

## 「環境にも財政にも優しく、災害にも強い」合併処理浄化槽の整備推進について

### 1 提案事項

合併処理浄化槽の整備推進と行財政的措置の拡充強化について

### 2 要 旨

本県では、飲料水のほか生活水の大部分を河川など公共用水域に依存しているため、良質な水環境の保全が県民の安全・安心な生活を守る上で極めて重要であります。

特に日常生活に伴う生活排水が、公共用水域の汚濁の主要な原因となっており、より細やかな生活排水対策が求められます。

大分県の生活排水処理率を見ますと、令和5年度末で82.8%（全国平均93.3%；全国第43位）となっており、低い水準にあります。

平成28年3月には、大分県は市町村構想を踏まえた「生活排水処理施設整備構想2015」を策定し、令和7年度末には生活排水処理率を90%に、令和17年度末には、100%にする目標を設定しているところです。一方、国においては、令和2年度から改正浄化槽法が施行され、合併処理浄化槽への転換促進並びに浄化槽管理の強化を目的として、都道府県知事に対し、「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置や「浄化槽台帳の整備」を義務づけています。さらに、環境大臣の責務として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務等について、必要な助言や情報提供、その他の支援を行うよう定められています。

合併処理浄化槽は、「下水道並みの水処理能力を有する」のみならず、「地勢の影響を受けにくい」、「設置コストが比較的安価」、「建設期間が短い」、「災害への対応力が高い」、「投資効果に即効性があり、地域経済への波及効果が大きい」など、地方創生の趣旨にも合致した事業と考えます。

私たちの郷土の水環境を恒久的に保全し、魅力ある地方を創生していくためには、優れた水処理能力を有する合併処理浄化槽への早期転換を推進することが肝要であり、生活排水処理率の向上にも繋がります。あわせて、合併処理浄化槽の適正な設置、保守点検・清掃並びに法定検査を適切かつ確実に実施することが、地域の公衆衛生の維持・向上のために極めて重要と考えますので、合併処理浄化槽の整備推進等につきましてご検討いただきますよう、次のとおり提案いたします。

公益財団法人 大分県環境管理協会理事長 穴南 幸司

～・～・～・～・～・～・～ 提案事項 ～・～・～・～・～・～・～

## 1 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について

### (1) 合併処理浄化槽への転換促進にかかる行財政支援の強化

平成12年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」と位置づけられ、合併処理浄化槽への転換は努力目標とされたため、既設単独処理浄化槽の転換は進まず、今日に至っています。しかしながら、令和2年度より改正浄化槽法が施行され「特定既存単独処理浄化槽」に対する都道府県知事の措置（指導・助言等）が新設され、浄化槽台帳の整備が義務づけられるなど合併処理浄化槽への転換促進が図られることになりました。

本県では、全浄化槽約15万4千基のうち6万5千基が単独処理浄化槽であり、老朽化による破損・漏水のみならず、不適切な管理による生活環境への影響が懸念されます。また、住環境への投資意欲が減少している高齢者世帯などに対する転換促進も大きな課題となっています。このような状況を改善していただきたく、次のとおり提案いたします。

- ①特定既存単独処理浄化槽の転換が円滑に進むよう、より手厚い補助金制度の創設など、必要な予算措置をお願いします。  
②合併処理浄化槽への転換を円滑に進めるためには、設置者の負担軽減が不可欠になるので、既設撤去費、宅内配管工事等も含めた設置費用の個人負担軽減にかかる助成制度の拡充をお願いします。

### (2) 公的施設に設置された浄化槽の転換及び脱炭素化推進

県や市町村が公的施設に設置している単独処理浄化槽や古い合併処理浄化槽について、水質保全や大規模災害への対応並びに浄化槽分野の脱炭素化推進のため、次のとおり提案します。

県や市町村が公的施設に設置している単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を図るとともに、古い既設合併処理浄化槽については、交換等により一層の脱炭素化を図るため、環境省の補助事業（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）の活用を検討してください。

### (3) 浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの整備促進

県土強靱化施策の一環として、災害時対応のため、防災拠点となる県・市町村関係施設についての浄化槽整備を次のとおり提案します。

学校、公民館、庁舎等の防災拠点施設については、災害への対応力の高い合併処理浄化槽の整備促進を検討してください。

- 【発災直後】 汚水貯留槽として活用・・100人槽→1,000人対応可能  
【発災後1週間以降】 浄化槽として活用・・電力復旧により浄化槽としての機能を発揮し、中長期避難生活に対応可能

## 2 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について

多くの市町においては、毎年度、下水道特別事業会計に多額の一般会計からの補填が行われています。一方で個人設置型の浄化槽については、維持管理費が全額個人負担となっています。

浄化槽は下水道と同様に生活排水処理施設でありますので、税の公平負担の観点等から次のとおり提案します。

下水道と浄化槽に係る税負担の公平性を図るためにも、法定検査を受検するなど適正管理を行っている設置者に対して、法定検査、保守点検、清掃にかかる費用の一部を助成する制度の創設を県・市町村で検討してください。

## 3 浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進について

公共浄化槽は、市町村が管理主体となることで、維持管理が徹底され、良好な放流水質を確保できることや住民負担の軽減にもつながることから、下水道に代わる基盤整備として有効な事業手法となっています。

本県においても、少子高齢・人口減少社会の進展を踏まえ、浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進が必要と考えますので、浄化槽の整備に際して次のとおり提案します。

浄化槽処理促進区域においては、PFI事業を活用するなどして、公共浄化槽の設置が推進されるよう、市町村等への助言及び財政的支援を検討してください。

## 4 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化等について

本県の浄化槽の法定検査受検率は依然厳しく、11条検査において令和5年度実績で44.5%（合併処理浄化槽71.0%）であり、九州各県に比べても低い水準にあります。浄化槽が適正に設置され、管理され、生活排水処理施設としての社会的役割を果たすためには、浄化槽の意義・役割を県民に深く理解していただき、県・市町村、保守点検業者・清掃業者並びに指定検査機関が適切な役割分担のもとで連携し、協力していく事が何よりも重要と考えますので、以下の項目について、さらなる対応が図られますようお願いいたします。

- (1)法定協議会を十分に活用した浄化槽台帳の整備推進
- (2)浄化槽工事技術水準の向上  
浄化槽設備士の技術水準向上に関する措置
- (3)法定検査拒否者に対する時宜を得た継続指導
- (4)県東部地区市町における法定検査受検率の向上

# 令和7年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

## 1. 浄化槽整備推進のための国庫助成（循環型社会形成推進交付金）

- ▶ 汚水処理人口普及率は令和4年度末で92.9%となったところであるが、依然として地方を中心に約880万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は83.4%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- ▶ 令和7年度概算要求においては、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- ▶ また、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

### ○ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和6年度 予算額	令和7年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	(91億円) 86億円	(91億円+事項要求) 86億円+事項要求	(100%) 100%

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討（事項要求）

## 2. 浄化槽整備推進のための国庫助成（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

- ▶ 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率プロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- ▶ こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- ▶ 令和7年度概算要求においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

### ○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R7要求額 18億円（R6予算額 18億円）

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

### ○ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

R7要求額 50億円の内数（R6予算額 20億円の内数）

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

## 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和7年度要求額 8,613百万円 + 事項要求 (8,613百万円)】 環境省

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

### 1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

### 2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。  
 ※令和7年度要求では、下線部分を追加するとともに、交付金により設置する浄化槽は、電子化された台帳への記録と台帳情報に基づく浄化槽管理者に対する維持管理の指導監督を行うことを交付要件に追加。  
 ○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）  
 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業  
 ○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>  
 ○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換  
 特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額  
 ○浄化槽災害復旧事業  
 ○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業  
 ○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築・更新事業  
 ○浄化槽整備効率化事業  
 浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

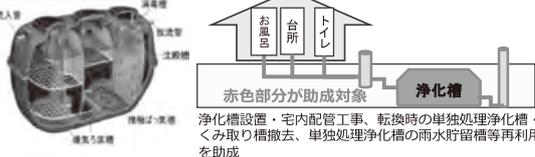
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

### 4. 事業イメージ

#### ○浄化槽のイメージ



#### ○事業の流れ



#### ○費用負担

事業種別	個人（6割相当）	市町村	国
浄化槽設置整備事業（個人設置型）	2/3又は1/2	1/3又は1/2	1/3又は1/2
公共浄化槽等整備推進事業	2/3又は1/2	1/3又は1/2	1/3又は1/2
少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業	個人（5割相当）	2/3又は1/2	1/3又は1/2

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）  
 ※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

## 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

【令和7年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再生設備の導入を支援します。

### 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

### 2. 事業内容

- 中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。
- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
    - ・最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修とともにプロフ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
    - ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再生設備導入によるCO2排出量の削減を含む）
  - ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
    - ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
    - ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再生設備導入によるCO2排出量の削減を含む）
 ※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択
  - ③中大型合併処理浄化槽への再生設備の導入
    - ・上記①又は②と併せて行う再生設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

### 4. 事業イメージ



## 都道府県別 汚水処理人口普及状況 (令和5年度末)

都道府県	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち	うち	うち	コミュニティ・プラント (千人)
								公共浄化槽等整備推進事業等分 (千人)	浄化槽設置整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	96.5%	10	5,060	4,883	4,655	61	167	53	69	44	0
青森県	83.1%	42	1,194	992	759	103	130	10	44	76	0
岩手県	85.4%	37	1,163	993	739	89	163	39	95	29	1
宮城県	93.6%	17	2,231	2,089	1,868	60	159	41	78	40	2
秋田県	89.6%	28	917	821	634	81	106	18	67	22	0
山形県	94.5%	14	1,020	964	809	68	87	19	44	23	0
福島県	87.1%	33	1,783	1,553	998	114	437	36	263	139	4
茨城県	88.1%	30	2,855	2,515	1,868	148	492	14	216	262	7
栃木県	89.9%	24	1,910	1,717	1,332	74	310	7	248	56	1
群馬県	85.0%	38	1,913	1,626	1,085	115	408	24	264	121	19
埼玉県	94.0%	16	7,374	6,933	6,164	79	689	25	186	478	1
千葉県	91.2%	20	6,308	5,751	4,895	45	803	10	283	509	7
東京都	99.9%	1	13,916	13,899	13,869	2	26	5	8	13	2
神奈川県	98.5%	5	9,206	9,066	8,943	3	120	4	40	76	0
新潟県	89.9%	25	2,124	1,910	1,669	115	126	13	34	78	0
富山県	97.8%	8	1,014	992	889	76	26	1	16	9	1
石川県	95.3%	12	1,102	1,050	945	50	53	10	12	31	2
福井県	97.8%	9	749	733	627	79	27	2	22	3	0
山梨県	87.0%	34	803	699	557	15	125	8	50	67	2
長野県	98.3%	6	2,018	1,984	1,726	144	114	15	81	18	1
岐阜県	94.2%	15	1,958	1,845	1,532	101	208	9	138	61	4
静岡県	85.7%	36	3,592	3,076	2,369	26	670	14	416	240	11
愛知県	93.2%	18	7,482	6,971	6,101	131	729	22	234	473	9
三重県	89.6%	27	1,750	1,568	1,068	90	406	17	228	161	4
滋賀県	99.2%	2	1,406	1,395	1,307	56	32	0	14	18	0
京都府	98.8%	4	2,478	2,447	2,368	37	42	11	22	9	0
大阪府	98.3%	7	8,764	8,617	8,492	1	125	4	25	95	0
兵庫県	99.0%	3	5,408	5,356	5,094	123	92	9	59	24	48
奈良県	91.3%	19	1,310	1,196	1,093	6	96	3	36	58	1
和歌山県	70.7%	46	908	642	274	40	328	14	197	117	0
鳥取県	96.0%	11	537	516	401	88	27	4	13	10	0
島根県	83.8%	40	646	542	340	88	110	28	52	30	4
岡山県	89.0%	29	1,842	1,640	1,299	33	308	16	207	85	0
広島県	90.7%	21	2,737	2,483	2,122	48	312	14	159	138	1
山口県	90.0%	22	1,301	1,171	903	57	210	6	134	71	0
徳島県	68.5%	47	705	483	138	19	323	15	174	135	3
香川県	81.9%	44	944	774	445	14	314	12	237	66	0
愛媛県	83.7%	41	1,305	1,093	754	36	301	24	167	110	1
高知県	78.6%	45	670	526	281	20	224	12	136	76	1
福岡県	94.6%	13	5,081	4,806	4,285	50	465	54	278	134	6
佐賀県	87.7%	32	797	699	514	56	129	52	56	21	0
長崎県	84.2%	39	1,280	1,078	828	46	199	14	147	37	5
熊本県	89.9%	23	1,719	1,546	1,222	63	261	33	177	51	0
大分県	82.8%	43	1,106	916	617	29	269	11	182	77	1
宮崎県	89.7%	26	1,053	944	650	46	248	19	181	48	0
鹿児島県	85.7%	35	1,563	1,341	684	39	613	43	434	137	5
沖縄県	88.1%	31	1,478	1,302	1,067	73	161	13	7	142	0
全国計	93.3%		124,483	116,144	101,279	2,938	11,772	824	6,229	4,719	154

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

# 市町村別 汚水処理人口普及率一覧 (令和5年度末)

## 大分県 (82.8%)

市町村名	汚水普及率
大分市	87.8%
別府市	85.5%
中津市	83.5%
日田市	88.4%
佐伯市	82.3%
臼杵市	72.5%
津久見市	72.6%
竹田市	58.1%
豊後高田市	79.7%

市町村名	汚水普及率
杵築市	62.7%
宇佐市	72.9%
豊後大野市	71.2%
由布市	83.8%
国東市	76.7%
姫島村	100.0%
日出町	81.9%
九重町	67.7%
玖珠町	63.1%

参考

## 市町村別水洗化人口等 (令和4年度 調査結果)

※集計時期が異なる為、上記汚水処理人口普及率の数値とは合致しない。

市区町村名	総人口 (非水洗化人口+水洗化人口)						
	合計 (人)	非水洗化人口 合計 (人)	水洗化人口 (公共下水道人口+コミュニティ・プラント人口+浄化槽人口)				
			合計 (人)	公共下水道人口 (人)	コミュニティ・プラント人口 (人)	浄化槽人口 (人)	合併処理浄化槽人口 (人)
合計	1,123,860	93,735	1,030,125	549,947	580	461,502	291,281
大分市	476,913	7,079	469,834	302,447	0	165,985	98,970
別府市	112,991	730	112,261	70,971	0	41,290	22,486
中津市	83,071	21,697	61,374	31,269	0	26,832	25,793
日田市	62,232	11,034	51,198	40,696	0	9,442	8,527
佐伯市	67,422	2,816	64,606	20,972	0	35,753	20,123
臼杵市	36,250	4,062	32,188	15,916	0	16,272	6,899
津久見市	15,703	1,181	14,522	7,212	0	7,310	2,521
竹田市	19,700	4,089	15,611	0	580	13,370	8,893
豊後高田市	22,209	4,542	17,667	9,559	0	7,502	5,372
杵築市	27,393	8,274	19,119	7,284	0	11,039	3,529
宇佐市	53,455	12,147	41,308	14,430	0	26,878	20,144
豊後大野市	33,615	5,855	27,760	1,150	0	26,610	14,942
由布市	33,450	1,510	31,940	792	0	29,909	25,621
国東市	26,258	4,215	22,043	11,877	0	9,988	6,361
姫島村	1,816	51	1,765	1,737	0	28	0
日出町	28,125	1,499	26,626	13,635	0	12,991	6,982
九重町	8,803	690	8,113	0	0	8,113	5,623
玖珠町	14,454	2,264	12,190	0	0	12,190	8,495

# 「浄化槽ビジョン2024」が発表されました

一般社団法人全国浄化槽団体連合会より、「浄化槽ビジョン2024」が発表されました。浄化槽を取り巻く現状と課題を踏まえ、浄化槽が目指すべき姿と、取組の方向性についてまとめられています。

## ビジョン実現に向けた目標・取組の方向性（全体像①）

目指すべき姿、目標		取組方向性 <sup>注)</sup>		
<p>浄化槽は、信頼ある総合的な水管理システムとして地域のくらしと環境を守り、未来につなげる</p> <p>浄化槽を必要とする全ての者に提供し、汚水処理を完成させる</p>	 <p>必要とする全ての人に浄化槽が行き渡っている（汚水処理の完成）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030(令和12)年に普及率70%、長期的に普及率100%を目指す。</li> <li>2025(令和7)年から20年間で単独転換100万基を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浄化槽普及促進制度の検討・活用促進</li> <li>② 地域課題の解決に向けた他業種とのコラボレーション（住宅メーカー、建築士会、リフォーム企業等）</li> <li>③ 公共施設、民間事業所の単独転換促進（年間目標5万基）</li> <li>④ 具体的な数値目標の設定（2030年(令和12)に普及率70%等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等の普及促進制度活用の促進 <span>行</span></li> <li>1-2 行政及び関係業界による他業種連携の促進 <span>民</span></li> <li>1-3 行政施設更新計画等と連動させた単独転換の勧奨 <span>行</span></li> <li>1-4 集合処理事業者と連携した浄化槽使用者への働きかけ <span>集</span></li> <li>1-5 全市町村の整備目標の共有とその達成に向けた官民連携による活動推進 <span>民</span></li> </ul>
	 <p>浄化槽が適切に施工され、管理（保守点検・清掃・法定検査）が徹底されている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽に関する地域の実態が、把握できている</li> <li>地域の浄化槽関係者間で協働し、協調的な情報管理が実現している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法定協議会等（自治体と関係事業者が一体となった体制）を地域単位で構築</li> <li>② 実態把握できる浄化槽台帳の実現に向けた自治体・事業者間連携の推進</li> <li>③ 浄化槽台帳の完成に向けた、自治体と事業者各々におけるデジタル化・協調的システム化の推進（浄化槽デジタル改革）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1 集合処理事業者と連携した浄化槽使用者への働きかけ <span>民</span></li> <li>2-2-1 地域内での協調的な情報収集・管理の推進（各事業者） <span>民</span></li> <li>2-2-2 情報管理に係る規定・周知（個人情報、報告規定等） <span>行</span></li> <li>2-3-1 デジタル化・システム導入の促進（事業者） <span>民</span></li> <li>2-3-2 デジタル化・システム導入の促進（行政） <span>行</span></li> <li>2-3-3 デジタル化・システム導入への財政措置継続の要望 <span>行</span></li> <li>2-3-4 効率的情報管理手法（2次元コード、ICタグ等）導入 <span>民</span></li> <li>2-4 研究開発への維持管理データの活用 <span>民</span></li> </ul>
	 <p>浄化槽の経済性が認知され、市町村等において汚水処理計画が適時に見直しされている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽設備士による適切な施工が行われている</li> <li>浄化槽の使用者が管理の必要性を理解し、実施している</li> <li>2030(令和12)年に法定検査受検率70%、長期的に100%を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な施工及び管理（保守点検・清掃・法定検査）が確実に行われる仕組み（一括契約等）の導入</li> <li>② 適切な施工及び管理（保守点検・清掃・法定検査）の必要性に関する使用者に対する周知</li> <li>③ 管理能力の確保（不足人材の補充対策）</li> <li>④ 具体的な数値目標の設定（2030(令和12)年に法定検査受検率70%等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1-1 管理徹底に向けた事業者間連携・協働体制の確保 <span>民</span></li> <li>3-1-2 管理（保守点検・清掃・法定検査）が確実に行われる仕組み（一括契約、補助事業要綱整備、窓口一元化等）の導入 <span>民</span></li> <li>3-2 浄化槽管理（保守点検・清掃・法定検査）に関する使用者への定期的な周知（戸別訪問、チラシ等） <span>民</span></li> <li>3-3 浄化槽施工・管理人材教育強化、遠隔監視等の補完的ICT開発 <span>民</span></li> <li>3-4 全浄連目標を設定し行政へも目標設定を要望 <span>行</span></li> </ul>
	 <p>浄化槽のレジリエンスの高さが社会のレジリエンス向上に活かされている</p>	<p>浄化槽の経済性が認知され、市町村等において汚水処理計画が適時に見直しされている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 集合処理等との経済性の比較</li> <li>② 変化する地域の状況に合った汚水処理手法の見直し（汚水処理手法のベストミックスの実現）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 汚水処理コストを含む情報の収集・分析 <span>民</span></li> <li>4-2 集合処理事業者を対象とした相談対応 <span>集</span></li> <li>4-3 法定協議会等への集合処理事業者の参加、連携体制構築、提案 <span>民</span></li> </ul>
	 <p>浄化槽のレジリエンスの高さが社会のレジリエンス向上に活かされている</p>	<p>浄化槽のレジリエンスの高さが社会のレジリエンス向上に活かされている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浄化槽業界と自治体との防災協定の締結</li> <li>② 有事を想定した防災計画の策定・運用</li> <li>③ 災害対応浄化槽に対する制度・規則の設定（人槽算定基準、補助事業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1 各県協会が受け皿となった災害協定締結と、有事の際に一体で動ける体制構築 <span>民</span></li> <li>5-2 災害対応浄化槽に対する制度・規則の設定（人槽算定基準、補助事業等） <span>民</span></li> </ul>
 <p>カーボンニュートラルへの貢献（省エネ化、再エネ活用）</p>	<p>カーボンニュートラルへの貢献（省エネ化、再エネ活用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 間欠ばつ気等の省エネ・省CO<sub>2</sub>化が可能な運転方法に転換するための製品開発・制度見直し</li> <li>② 長期的な課題として、CO<sub>2</sub>排出の間接的削減に向けたディスプレイ導入の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6-1 間欠ばつ気の導入等、カーボンニュートラル社会実現に資する規制見直しの提言・推進 <span>民</span></li> <li>6-2 間欠ばつ気を導入した浄化槽の製品開発、既設への適用 <span>民</span></li> <li>6-3 ディスパーザ対応浄化槽等間接的にカーボンニュートラル社会の実現に寄与する取組については、市場の動きを注視し、制度・製品開発について長期的に検討する。 <span>民</span></li> </ul>	

## ビジョン実現に向けた目標・取組の方向性（全体像②）

目指すべき姿、目標		取組方向性 <sup>注)</sup>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">浄化槽は、信頼ある総合的な水管理システムとして地域の暮らしと環境を守り、未来につなげる</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">浄化槽業界は地域の暮らし・環境を守るために未来に向けていきいきと進化し続ける</p>	 トレンド・ニーズに合ったサービスを提供	① 少人数世帯に対応した少人数槽、ディスプレイ対応浄化槽の開発・普及促進	7-1 少人数槽に関する市場ニーズの把握、開発 <span style="float: right;">民</span>
			② JIS算定基準の見直し	7-2 (長期)ディスプレイ対応浄化槽の市場ニーズの把握、開発・普及促進 <span style="float: right;">民</span>
			③ 維持管理制度見直し	7-3 人槽算定基準、容積緩和規定の見直し <span style="float: right;">民 行</span>
			① 災害対応浄化槽の提供	7-4 災害対応浄化槽の維持管理・運営手法検討 <span style="float: right;">民</span>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">労働環境・待遇の改善</p>	 人材確保 (多様な人材をオープンに受け入れる)	① 医薬品等対処方法確立	7-5 オゾン処理法等技術開発促進 <span style="float: right;">民</span>
			② 浄化槽メンテナンスサービスの輸出	7-6 外国人に対する浄化槽技術者養成プログラムの設置、実施 <span style="float: right;">民</span>
			③ 海外での浄化槽技術者養成	7-7 浄化槽改築補助制度の活用促進 <span style="float: right;">民 行</span>
			① 既設浄化槽の長寿命化 ② 更新にあたっての財政措置の検討	7-8 浄化槽更新費用の財源確保 <span style="float: right;">民 行</span>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">能力開発・研修・教育制度の充実</p>	 業界従事者が意欲的に資質を高められる	① 浄化槽業界外への周知・発信の促進	8-1 浄化槽の提供価値、業界の取組・やりがい等の対外周知促進 <span style="float: right;">民</span>
			② シニア・女性・外国人・チャレンジ(障がい者)等が活躍できる組織風土づくり	8-2 ダイバーシティ経営に関する啓発、理解増進、個社での実現 <span style="float: right;">民</span>
			① (短期)ICTを活用した業務プロセス改革	3-3 浄化槽管理人材教育強化【再掲】 <span style="float: right;">民</span>
			② (長期)遠隔監視技術開発・長期的な導入	8-4 人材活用、採用などの業界内での好事例の共有 <span style="float: right;">民</span>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">多様な媒体を通じた浄化槽の戦略的PR</p>	 多様な媒体を通じた浄化槽の戦略的PR	③ (長期)汚泥濃縮車の導入	9-1 ICT活用の推進、事例収集、補助事業などの周知(情報管理、顧客管理、窓口対応等の業務でのICT活用) <span style="float: right;">民 行</span>	
		① 技術伝承の促進	9-2 (長期)遠隔監視技術の開発、導入 <span style="float: right;">民</span>	
		② 業界従事者や個社の技能向上・評価・表彰制度の導入	9-3 (長期)汚泥濃縮車の導入 <span style="float: right;">民</span>	
		① 子ども・若年層への浄化槽の周知	10-1 人材育成・研修等の業界内ベストプラクティスの共有 <span style="float: right;">民</span>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">多様な媒体を通じた浄化槽の戦略的PR</p>	 多様な媒体を通じた浄化槽の戦略的PR	② 浄化槽業界外への周知・発信の促進	10-2 全国版の浄化槽管理士の技能向上・評価・表彰制度等の検討、導入 <span style="float: right;">民</span>	
		① 子ども・若年層への浄化槽の周知	10-3 全国版の浄化槽設備士の技能向上・評価・表彰制度等の検討、導入 <span style="float: right;">民</span>	
		② 浄化槽業界外への周知・発信の促進	10-4 全国版の浄化槽清掃事業者の技能向上・評価・表彰制度等の検討、導入 <span style="float: right;">民</span>	
		① 子ども・若年層への浄化槽の周知	11-1 出前授業、出展等による浄化槽の周知の継続 <span style="float: right;">民</span>	
② 浄化槽業界外への周知・発信の促進	8-1 浄化槽の提供価値、業界の取組・やりがい等の対外周知促進【再掲】 <span style="float: right;">民</span>			
① 子ども・若年層への浄化槽の周知	11-2 義務教育課程の教科書等での浄化槽の周知の実現 <span style="float: right;">民</span>			

注)取組方向性に関しては、全浄連が連携して取り組むべき主体を丸文字にて表示した。

行 ← 行政(浄化槽担当)

民 ← 他の民間団体・企業

民 行 ← 行政と他の民間団体・企業が連携して動くもの

集 ← 集合処理事業者

## 令和6年度 浄化槽設置者講習会に講師を派遣しました

浄化槽を新たに設置される方、現在使用されている方を対象に、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を行うため、行政が開催する浄化槽設置者講習会に講師を派遣しています。

講習会では、浄化槽の使用開始や廃止の際に必要な届出や、浄化槽が水をきれいにするしくみを説明し、浄化槽が正しく管理されていなかった場合の事例についても紹介しました。

これからも、浄化槽の適正な維持管理の方法を周知できるよう努めて参ります。



## 令和6年度 浄化槽行政関係職員現地研修に講師を派遣しました

浄化槽行政関係者が浄化槽に関する基本的な事項及び法的知識を習得することを目的として県が実施している行政関係職員現地研修に、協会から講師を派遣しました。

座学研修では、大分県における浄化槽の課題についての確認や、台帳整備及び未受験者指導の重要性の説明、浄化槽法改正を踏まえた施策、合併転換及び法定検査受検率の向上に向けた意見交換などを行いました。実地研修では、実際に法定検査に同行していただき、浄化槽の仕組み、検査内容などについての研修を行いました。



## 『令和6年度 浄化槽管理士研修会』を開催しました

日時／令和6年10月9・10日 場所／アイネス大分 大会議室（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）

『令和6年度 浄化槽管理士研修会』が開催されました。

研修会では、講師の公益財団法人日本環境整備教育センター武田文彦氏に、最新の浄化槽の維持管理等について講義いただきました。大分県のさらなる水環境の保全と浄化槽業界の技術力の向上を目指し、来年度も引き続き研修会を開催する予定です。本年度の開催日は、令和7年2月6日のみとなっております。



## 職場体験学習を実施しました

令和6年9月3日と4日に植田東中学校の生徒3名の職場体験学習を実施しました。初日は水質分析業務を体験し、2日目は環境学習や浄化槽の模型を使用しながら、検査業務を体験していただきました。協会での体験学習が、進路を選択する際の参考になれば幸いです。



職場体験学習の様子

## 「浄化槽の日」街頭啓発活動に参加しました

令和6年10月1日に大分市主催の「浄化槽の日」街頭啓発に協会職員2名が参加しました。市民の方々に紙製の台所水切りネットを配布し、浄化槽の維持管理の大切さについて啓発活動を行いました。また、10月1日の大分合同新聞朝刊に「浄化槽の日」の広告を掲載しました。このような活動を通して今後も浄化槽の普及啓発に努めていきたいと考えております。



新聞広告



街頭啓発の様子

## エコアクション21 長期認証・登録事業者 感謝状

令和6年11月7日に大分県生活環境部長より、「エコアクション21 長期認証・登録事業者」として感謝状の進呈を受けました。引き続き、協会職員一丸となり環境保全に向けて推進してまいります。



**お知らせ 『第5回 大分県浄化槽絵はがきコンテスト』 を開催中です！**

第5回 大分県浄化槽絵はがきコンテストを開催しています。大分県在住の方であれば、どなたでもご参加いただけます。募集は2025年1月10日（金）までです（当日消印有効）。

詳しくは当協会HPをご覧くださいか、もしくは担当窓口（総務企画課 TEL (097) 567-1855）までお問い合わせください。たくさんのご応募をお待ちしております。



**①テーマ**

「大分県の水環境と浄化槽（じょうかそう）」  
「浄化槽の大切さ」や「浄化槽の維持管理」など浄化槽をテーマとした絵はがきを募集します。  
※絵もしくは文字が浄化槽（じょうかそう）に関する内容であることが条件

**②応募資格** 大分県在住の方（全年齢対象）

**③応募方法**

応募方法：「専用応募はがき」または「郵便はがき」に作品を描き、必要事項を記入し応募してください。描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可能です。  
※1通につき1作品とします。

必要事項：「専用応募はがき」を使用しない場合は、郵便はがきの表面に①郵便番号②住所③氏名（ふりがな）④電話番号（携帯電話など屋間連絡がとれるもの）⑤年齢⑥作品の題名（ふりがな）を記入し応募してください。

※団体（学校等）で応募される場合は、団体名と代表者名、代表者の連絡先がわかるように、ご応募ください。なお、それぞれの「はがき」の表面には、作者氏名（ふりがな）と作品の題名（ふりがな）、年齢を記入してください。

**④募集期間と発表時期**

募集期間：2024年10月1日（火）～2025年1月10日（金）まで（当日消印有効）  
発表：2025年2月3日（月）  
審査結果は協会HPにてお知らせします。  
また、受賞者には賞品の発送をもってお知らせします。

**⑤選考方法**

下記選考員にて選考会を行います。  
選考員 大分県環境管理協会・大分県・大分県浄化槽普及促進協議会

**⑥副賞について**

- 最優秀賞 …………… 1点 3万円分の金券
- 大分県環境管理協会理事長賞  
大分県生活環境部長賞  
大分県浄化槽普及促進協議会長賞 } ……各1点 1万円分の金券
- 優秀賞 …………… 4点 5千円分の金券
- 佳作 …………… 15点 2千円分の金券

**⑦作品展示について**

大分県庁ロビーにて入賞作品を展示します。  
また、協会HP上にも掲載します。

**⑧注意事項**

- ・応募作品は、本人が作成した未発表のオリジナルに限りま。
- ・応募者の個人情報は選考以外には使用しません。ただし、入選者は、発表時に氏名と住所（市区町村まで）を当協会HP等により公表します。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・入選作の著作権は（公財）大分県環境管理協会に帰属し、当協会の機関誌、HP、イベントなどに使用します。

【主催】公益財団法人 大分県環境管理協会  
【共催】大分県、大分県浄化槽普及促進協議会

**大分県環境管理協会とは**

当協会は、浄化槽法に定められた第7条及び第11条の検査（法定検査）を実施し、浄化槽の機能維持に努めるとともに、浄化槽に関する調査・研究や講習会の開催等による普及啓発を行う、大分県知事指定検査機関です。

問い合わせ先 (公財)大分県環境管理協会  
総務企画課 秋月・梅田 (TEL 097-567-1855)

(キリトリ線) ✂

郵便はがき

お手数ですが  
85円切手をお貼りください。

8	7	0	1	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---

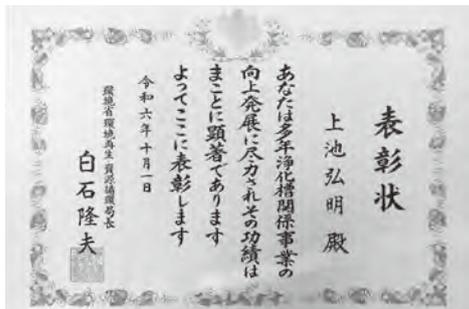
大分県大分市大字寒田409-40

**公益財団法人 大分県環境管理協会 総務企画課**  
**「大分県浄化槽絵はがきコンテスト」係**

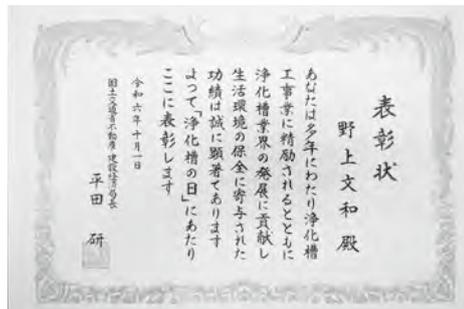
住所	〒 -				
電話番号 (市外局番から)	- -				
(フリガナ) 氏名		年齢		才	
作品名					

## 浄化槽功労者表彰

第38回全国浄化槽大会において、浄化槽功労者として下記の方が表彰を受けましたのでご紹介いたします。



環境省環境再生・資源循環局長表彰  
上池 弘明 氏  
(大分県環境整備事業協同組合 理事)



国土交通省不動産・建設経済局長表彰  
野上 文和 氏  
(大分県水処理事業協同組合 副理事長)

## 新入職員紹介

新たに職員として加わりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

羽田野 大喜 (令和6年9月1日付)

令和6年9月より検査部法定検査課に配属となりました、羽田野大喜と申します。前職ではメーカーで機械の設計に携わっていました。異業種からの転職のため浄化槽について知らないことが多いですが、日々先輩社員の検査に同行し検査プロセスや浄化槽の仕組みについて勉強しています。浄化槽が持つ環境への重要な役割について学ぶことで、水環境保全に貢献しているという実感が湧き、やりがいを感じております。今後は1月に予定されている検査員講習会を修了し一日でも早く浄化槽業界に貢献できるように努めてまいります。まだまだ至らない点も多いかと思いますが、皆様からのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

漆間 美季 (令和6年11月1日付)

令和6年11月より検査部法定検査課に配属となりました、漆間美季と申します。異業種からの転職で、浄化槽については知識・経験ともにゼロからのスタートとなります。不安なことも沢山ありますが、優しい先輩方にサポートしていただきながら、日々の業務に取り組んでいるところです。現在は、浄化槽の法律や仕組み等について学びつつ、1月に予定されている浄化槽検査員講習会を無事に終えることを目標にしております。浄化槽検査員として、一日でも早く大分県の水環境の保全に貢献していけるよう努めて参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

昨年協会では事務所の外壁塗装工事を実施しました。工事に伴い駐車場所が狭くなっていたため、工事期間中にお越しいただいた皆様方にはご不便をおかけいたしました。

さて、今年度も残りわずかとなりましたが、当初の事業目標を達成できるように、協会職員一同、水環境の保全に一層尽力してまいります。本年も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



ホームページ <https://oita-kankyou.jp>

発行



公益財団法人  
**大分県環境管理協会**

〒870-1123 大分市大字寒田409番地の40  
TEL.097-567-1855 FAX.097-567-1926

---

<b>北部支所</b>	〒879-0451 宇佐市大字畑田926の4	TEL.0978-25-5560 FAX.0978-25-5565
<b>南部支所</b>	〒876-0103 佐伯市弥生大字床木字小迫前1293番地4	TEL.0972-25-3888 FAX.0972-25-3889
<b>西部支所</b>	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137番地の1 大分県玖珠総合庁舎内3F	TEL.0973-73-9378 FAX.0973-72-7378
<b>東部支所</b>	〒879-1502 大分県速見郡日出町大字藤原2386番地の1	TEL.0977-75-7217 FAX.0977-75-7218

---